

社会福祉法人高瀬会

グループホーム「もみの樹」利用料金のご案内

令和6年6月1日現在

1. グループホーム入居利用料（認知症対応型共同生活介護費+居室費+食材料費+光熱水費+共益費）

(ア) 基本利用料（1割負担額）

区分	共同生活介護費 (日額)	月 額 (30日の場合)	居室費	食材料費	光熱水費	共益費	合 計
要支援2	761円	22,830円	日 額 1,500円	日 額 780円	日 額 150円	日 額 150円	100,230円
要介護1	765円	22,950円					100,350円
要介護2	801円	24,030円	月 額 (30日の場合) 45,000円	月 額 (30日の場合) 23,400円	月 額 (30日の場合) 4,500円	月 額 (30日の場合) 4,500円	101,430円
要介護3	824円	24,720円					102,120円
要介護4	841円	25,230円					102,630円
要介護5	859円	25,770円					103,170円

基本利用料（2割負担額）

区分	共同生活介護費 (日額)	月 額 (30日の場合)	居室費	食材料費	光熱水費	共益費	合 計
要支援2	1,522円	45,660円	日 額 1,500円	日 額 780円	日 額 150円	日 額 150円	123,060円
要介護1	1,530円	45,900円					123,300円
要介護2	1,602円	48,060円	月 額 (30日の場合) 45,000円	月 額 (30日の場合) 23,400円	月 額 (30日の場合) 4,500円	月 額 (30日の場合) 4,500円	125,460円
要介護3	1,648円	49,440円					126,840円
要介護4	1,682円	50,460円					127,860円
要介護5	1,718円	51,540円					128,940円

基本利用料（3割負担額）

区分	共同生活介護費 (日額)	月 額 (30日の場合)	居室費	食材料費	光熱水費	共益費	合 計
要支援2	2,283円	68,490円	日 額 1,500円	日 額 780円	日 額 150円	日 額 150円	145,890円
要介護1	2,295円	68,850円					146,250円
要介護2	2,403円	72,090円	月 額 (30日の場合) 45,000円	月 額 (30日の場合) 23,400円	月 額 (30日の場合) 4,500円	月 額 (30日の場合) 4,500円	149,490円
要介護3	2,472円	74,160円					151,560円
要介護4	2,523円	75,690円					153,090円
要介護5	2,577円	77,310円					154,710円

※共益費は、トイレトペーパー・ティッシュ・石鹸・洗剤等です

(イ) 加算費用

区 分	費 用			備 考
	1割	2割	3割	
初期加算	30円 (1日)	60円 (1日)	90円 (1日)	入居した日から30日以内の期間（30日を超える病院又は診療所への入院後の再入居した場合も同様とします）
サービス体制強化加算（Ⅲ）	6円 (1日)	12円 (1日)	18円 (1日)	入職してから7年以上の経験を持つ職員が職員全体の30%以上あれば算定できます。入居された日から発生します
入院時費用	246円 (1日)	492円 (1日)	738円 (1日)	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる際に、再入居の受け入れ体制を整えている場合について、1月に6日を限度とします

介護職員処遇改善加算Ⅱ	基本サービス費に各種加算を加えた単位数に17.8%を乗じた金額
科学的介護推進体制加算	40単位/月
協力医療機関連携加算	100単位/月（新設）
高齢者施設等 感染対策向上加算Ⅰ	10単位/月（新設）
高齢者施設等 感染対策向上加算Ⅱ	5単位/月（新設）
医療連携体制加算Ⅰハ	37単位/日

3. 別途利用料（ご利用された方のみ必要です）

区 分	費 用	備 考
寝 具 一 式	1組1日60円	マットレス・敷パッド・掛け布団・枕・各カバー
理 美 容 代	1回 2000円	顔そり500円追加。いずれも希望された方のみ 実費 （ご家族の付き添いで行きつけの理美容室でも構いません）
お む つ 代	実 費	おむつ・パッドの料金
ク リ ー ニ ン グ 代	実 費	ホームで洗濯できない物等
レ ク リ ー シ ョ ン 代	実 費	レクリエーション活動費用等
行 事 食	実 費	お正月等の特別食
病 院 等 受 診 負 担 金	実 費	病院、歯科等に係る受診料
電 気 代	1日30円	持込電気器具1個につき
そ の 他	実 費	日常生活上においても必要とされるものであって、利用者負担が適切と認められる費用

3. その他

（ア）入院時の費用（ご希望される方のみ）

長期入院（半月）の場合の取り扱いにつきましては、その都度ご家族と話し合いの場を持たせていただきます。但し、入院日翌日から入居日の前日まで、居室費は頂きます。又、外泊の場合も同様といたします。

（イ）退去時居室現状復帰費用として、ご利用者による居室や共同スペース、備品等の破損又は汚損に係る修理代等は、ご利用者の負担とさせていただきます。